

追加議員案第1号

コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を
求める意見書の提出について

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第112条及びさくら市議会会議規則第13条の規定により提出します。

令和3年9月17日提出

提出者	さくら市議会総務常任委員会
委員長	小堀 勇 人
賛成者	さくら市議会総務常任委員会
副委員長	高瀬 一 徳
賛成者	さくら市議会総務常任委員会
委員	櫻井 秀 美
賛成者	さくら市議会総務常任委員会
委員	福田 克 之
賛成者	さくら市議会総務常任委員会
委員	鈴木 恒 充
賛成者	さくら市議会総務常任委員会
委員	矢澤 功

コロナ禍による厳しい財政状況に対処し
地方税財源の充実を求める意見書（案）

新型コロナウイルス感染症のまん延により、地域経済にも大きな影響が及び、地方財政は来年度においても、引き続き、巨額の財源不足が避けられない厳しい状況に直面している。

地方自治体では、コロナ禍への対応はもとより、地域の防災・減災、雇用の確保、地球温暖化対策などの喫緊の課題に迫られているほか、医療介護、子育てをはじめとした社会保障関係経費や公共施設の老朽化対策費など将来に向け増嵩する財政需要に見合う財源が求められる。

その財源確保のため、地方税制の充実確保が強く望まれる。

よって、国においては、令和4年度地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう、強く要望する。

記

- 1 令和4年度以降3年間の地方一般財源総額については、「経済財政運営と改革の基本方針2021」において、令和3年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとされているが、急速な高齢化に伴い社会保障関係経費が毎年度増大している現状を踏まえ、他の地方歳出に不合理なしわ寄せがなされないよう、十分な総額を確保すること。
- 2 固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは家屋・償却資産を含め、断じて行わないこと。生産性革命の実現や新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じた措置は、本来国庫補助金などにより国の責任において対応すべきものである。よって、現行の特例措置は今回限りとし、期限の到来をもって確実に終了すること。
- 3 令和3年度税制改正において土地に係る固定資産税について講じた、課税標準額を令和2年度と同額とする負担調整措置については、令和3年度限りとする。
- 4 令和3年度税制改正により講じられた自動車税・軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の延長について、更なる延長は断じて行わないこと。
- 5 炭素に係る税を創設又は拡充する場合には、その一部を地方税又は地方譲与税として地方に税源配分すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年 月 日

栃木県さくら市議会議長 渋井康男

衆議院議長	大島	理森	殿
参議院議長	山東	昭子	殿
内閣総理大臣	菅	義偉	殿
内閣官房長官	加藤	勝信	殿
総務大臣	武田	良太	殿
財務大臣	麻生	太郎	殿
経済産業大臣	梶山	弘志	殿
経済再生担当大臣	西村	康稔	殿

提案理由説明書

追加議員案第1号は、コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出についてであります。

本案は、厳しい経済財政事情を踏まえ、地方財政の充実確保と共に、本年度は、地方税・地方交付税など一般財源総額の確保に関するルールが、期限切れを迎えるため、令和4年度以降の地方財源のあり方を明確にし、一般財源の総額の充実確保が図られるよう、十分な対策を求める必要があります。

また、ポストコロナ禍においては、新たな行政需要に適切に対応しつつ、福祉・医療サービスの充実や地域の防災・減災対策の推進、地域資源を活かした都市再生や活力増進などに安定的・持続的に取り組んでいく必要があります。

よって、国においては、コロナ禍の先行きが見通せない現状においても、ポストコロナ禍のわが国の未来像を幅広く展望し、地方財政の充実に向け、令和4年度一般財源総額の確保を実現されるよう強く要望するため、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものであります。